高知労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和7年8月29日 【照会先】高知労働局 労働基準部 監督課 課 長 吉本 雄一 (主)監察監督官 上久保 賢吾 (電話)088-885-6022

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和6年度の監督指導結果について

高知労働局(局長 菊池 宏二)では、このたび、令和6年度に長時間労働が 疑われる事業場に対して高知県内の各労働基準監督署が実施した、監督指導の 結果を取りまとめました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり 80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった 136 事業場のうち、99 事業場 (72.8%) で何らかの労働基準関係法令違反を確認するとともに、60 事業場 (44.1%)に違法な時間外労働を確認しました。このうち実際に 1ヶ月あたり 80 時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、24 事業場(違法な時間外労働があったもののうち40.0%) でした。

高知労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取り組みを積極的に行うとともに、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導のポイント】(令和6年4月~	~令和7年3月)	
(1)監督指導の実施状況	136 事業場	前年数値(以下同)177
(2)主な違反の内容		
労働基準関係法令違反があった事業場	99 事業場(72	2.8%) 144(81.4%)
違法な時間外労働があったもの	60 事業場	(44.1%) 73(41.2%)
うち、時間外労働・休日労働の実績が最も	5長い労働者の	
時間数が月 80 時間を超えるもの	24 事業場(40.0%) 38(52.1%)
うち、月 100 時間を超えるもの	11 事業場	(18.3%) 23(31.5%)
うち、月 150 時間を超えるもの	1事業場(1.7%) 2(2.7%)
賃金不払残業があったもの	7事業場((5.1%) 2(1.1%)
過重労働による健康障害防止措置が	未実施 27事業場((19.9%) 35(19.8%)
(3)主な健康障害防止に係る指導の状況		
[(1)のうち、健康障害防止のため指導票を	を交付した事業場]	
過重労働による健康障害防止措置が不十名	分なため改善を指導し	たもの
	59 事業場 (43.4%) 77(43.5%)
労働時間の把握が不適正なため指導した。	もの 18事業場(13.2%) 34(19.2%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和6年4月から令和7年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和6年4月から令和7年3月までに、136事業場に対し監督指導を実施し、99事業場 (72.8%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働が あったものが60事業場、賃金不払残業があったものが7事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが27事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		Fb +7 +6 ; # ch +6	半掛井油間が出る油	主な違反事項別事業場数			
		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計 (注1,2)		136 (100%)	99 (72.8%)	60 (44.1%)	7 (5.1%)	27 (19.9%)	
	商業	31 (22.8%)	21	13	1	5	
	製造業	16 (11.8%)	13	8	2	4	
主	保健衛生業 23 (16.9%)	14	8	1	3		
で業種	接客娯楽業	接客娯楽業 (6.6%)		2	1	4	
悝	建設業	10 (7.4%)	8	4	0	2	
	運輸交通業	10 (7.4%)	8	7	0	2	
	その他の事業 (注6)	19 (14.0%)	15	13	2	2	

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を 超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働 の上限規制)の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていない もの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面 接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な 方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
136	40	59	19	9	6	3
130	(29.4%)	(43.4%)	(14.0%)	(6.6%)	(4.4%)	(2.2%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
126	26	46	11	20	19	14
136	(19.1%)	(33.8%)	(8.1%)	(14.7%)	(14%)	(10.3%)

2 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった60事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、24事業場で1か月80時間を、うち11事業場で1か月100時間を、うち1事業場で1か月150時間を超えていた。

表4 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実 施事業場数	労働時間違 反事業場数		80時間超				
			OOH4JIEU16E	100時間超	150時間超	200時間超	
136	60	36	24	11	1		

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、20事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、57事業場でタイムカードを基礎に確認し、27事業場でICカード、IDカードを基礎により確認し、1事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、32事業場で自己申告制により確認することにより始業・終業時刻を記録していた。

表5 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

	自己申告制			
使用者が自ら現認 タイムカードを基礎 ICカード、IDカードを基礎 PCG			PCの使用時間の記録を 基礎	(注2,3)
20	57	27	1	32

- (注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
- (注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。
- (注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

3 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、59事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する 医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 6 過重労働による健康障害防止のための指導状況

			指導事	項(注1)		
指導事業場数	面接指導等の 実施(注2)	長時間労働によ る健康障害防止 対策に関する調 査審議の実施 (注3)	月45時間以内 への削減 (注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が実施 出来る仕組みの整 備等 (注5)	ストレスチェック制 度を含むメンタル ヘルス対策に関 する調査審議の 実施
59	16	4	24	35	1	1

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3)「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、 常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、 常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、 労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを 指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずる こととした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めること などを指導した事業場数を計上している。
- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、18事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表7 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事項(注1)						
	自己申告制による場合					
指導事業場数	始業・終業時刻の 確認・記録(ガイド ライン4(1))	自己申告制の説 明(ガイドライン4 (3)ア・イ)	実態調査の実施 (ガイドライン4(3) ウ・I)	適正な申告の阻 害要因の排除 (ガイドライン4(3) オ)	管理者の責務(ガ イドライン4(6))	労使協議組織の 活用(ガイドライン 4(7))
18	17	0	2	0	0	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。(以下ガイドラインより抜粋)
 - 4(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・ 終業時刻を確認し、これを記録すること。

- 4(3) ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
 - イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置に ついて十分な説明を行うこと。
 - ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。(入退場記録やパソコンの使用時間の記録などとの乖離など)
 - エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。(自主的な研修、教育訓練、自主研さんの取扱い)
 - オ 労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。
- 4(6) 管理者の職務

労務管理を行う部署の責任者は、労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化、問題点の解消を図ること。

労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって上限が定められており、労使の合意に基づく所定の手続きを とらなければ、これを延長することはできません。



時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度

1日 8時間 及び 1週 40時間

法律で定められた休日

毎週少なくとも1回

これを超えるには、 **36協定の締結・届出**が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。 これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与 えることとされています(このパンフレットではこれを「法定休日」といいます。)。
- 法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、
 - ▶ 労働基準法第36条に基づく労使協定(36(サブロク)協定)の締結
 - ▶ 所轄労働基準監督署長への届出が必要です。
- 36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

Point 2

これまで、時間外労働の上限は大臣告示によって基準が設けられていました。

- これまで、36協定で定める時間外労働については、厚生労働大臣の告示(※)によって、 上限の基準が定められていましたが、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、特別条項付きの36協定を締結すれば、 限度時間を超える時間まで時間外労働を行わせることが可能でした。
 - (※) 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(限度基準告示)
- Point 1 の労働時間・休日に関する原則は今回の法改正によっても変わりません。 今回の改正によって、Point 2 のこれまで告示にとどまっていた時間外労働の上限が、罰則付きで法律に規定されました。(改正内容は次ページ)

改正内容(時間外労働の上限規制)

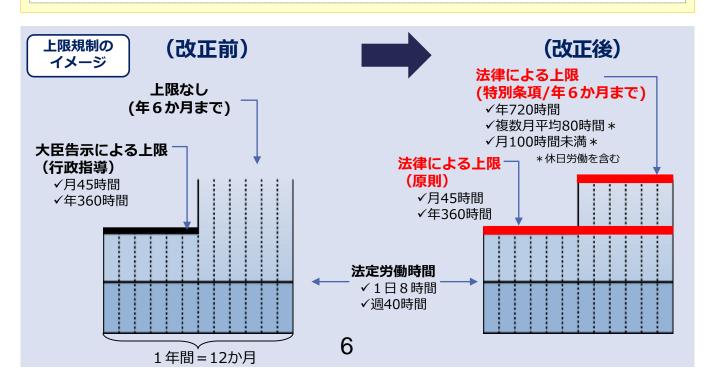
(大企業:2019年4月~、中小企業:2020年4月~)

これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることのできない上限が設けられます。



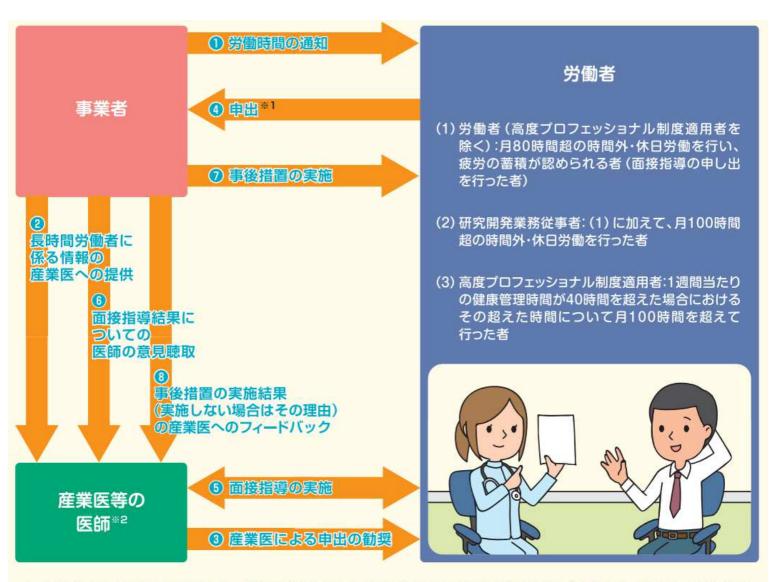
時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。 さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限 が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。
- 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。
 - ▶ 時間外労働が年720時間以内
 - ▶ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ▶ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - ▶ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。
- 特別条項の有無に関わらず(※)、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内にしなければなりません。
 - (※) 例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働=44時間、休日労働=56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。



長時間労働者への医師による面接指導制度

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、事業者は長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければなりません。 面接指導により、当該労働者の健康状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとと もに、その結果を踏まえた事後措置を講じます。



- ※1 月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について月100時間を超えて行った高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象。
- ※2 労働者数50人未満の小規模事業場は、地域産業保健センターの活用が可能。



▋ ストレスチェック制度

- 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、労働者自身のストレスへの気付きを促し、個々のストレスを低減するとともに、ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導を実施することで、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。加えて、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものの低減に努めることを事業者に求めるものです。
- 〇 ストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施については、平成27年12月に労働者数50人以上の事業場において義務化されました。また、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にも義務化されます(公布後3年以内に施行)。

ストレスチェックの実施

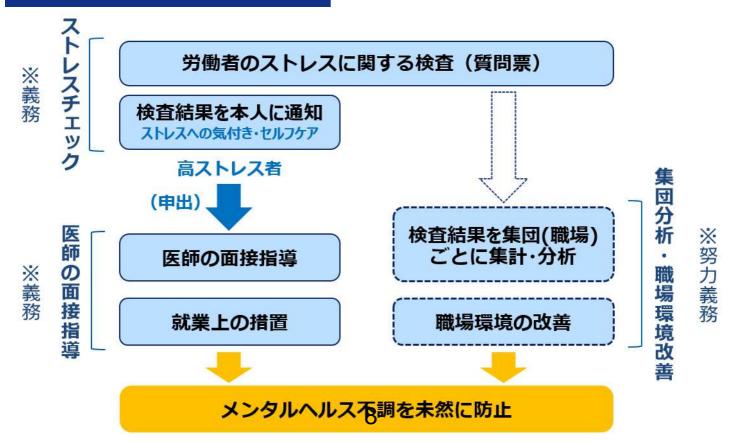
・常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施する必要があります。

面接指導の実施

- ・高ストレス者と選定された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施する必要があります。
- ・事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、 就業上の措置を講じる必要があります。

労働者数50人以上の事業場においては、ストレスチェックと面接指導の実施状況を労働基準監督署に報告する必要があります。

ストレスチェック制度の流れ



労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

○ 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

[労働時間の考え方]

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は 黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置]

- 〇 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
- (1) 原則的な方法
 - 使用者が、自ら現認することにより確認すること
 - タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
- (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な 運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 〇 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと



厚生労働省 • 都道府県労働局 • 労働基準監督署